



平成 25 年 4 月 11 日

各 位

上場会社名 日 本 瓦 斯 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 和田 眞治
(コード番号 8 1 7 4)
問合せ先責任者 代表取締役専務 中山 雄樹
管理本部長
(TEL. 0 3 - 3 5 5 3 - 1 2 8 1)

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 8 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 25 年 3 月 11 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 25 年 4 月 10 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本公開買付けをもって、平成 25 年 3 月 8 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 公開買付けの結果について

1. 公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

日本瓦斯株式会社 東京都中央区八丁堀 2 丁目 10 番 7 号

(2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 25 年 3 月 11 日（月曜日）から平成 25 年 4 月 10 日（水曜日）まで（22 営業日）

② 公開買付開始公告日

平成 25 年 3 月 11 日（月曜日）

(4) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき、金 989 円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日 平成 25 年 5 月 8 日（水曜日）

③ 決済の方法

買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金

額を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（イ） 個人株主の場合

① 買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等として申告分離課税が、買付価格が1株当たり資本金等の額を超過する部分（以下、「みなし配当の額」といいます。）についてはみなし配当課税が適用の対象となります。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下、「復興特別所得税」といいます。）として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます（ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません）。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます（住民税は特別徴収されません）。

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

② 買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

（ロ） 法人株主の場合

買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されます。

（ハ） 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

2. 公開買付けの結果

（1） 応募の状況

応募株券等の数の合計が買付予定数（2,000,000株）を超えなかったため、応募株券等の全部の買付けを行いません。

株 券 等 種 類	買 付 予 定 数	超 過 予 定 数	応 募 数	買 付 数
普 通 株 式	2,000,000株	— 株	1,737,072株	1,737,072株

（2） あん分比例により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

日 本 瓦 斯 株 式 会 社 東京都中央区八丁堀2丁目10番7号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

Ⅱ. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

- (1) 取得した株式の種類 普通株式
- (2) 取得した株式の総数 1,737,072 株
 (注) 発行済株式総数に対する割合 3.58% (小数点以下第三位を四捨五入)
- (3) 株式の取得価額の総額 1,717,964,208 円
 (注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。
- (4) 取 得 期 間 平成 25 年 3 月 11 日から平成 25 年 4 月 10 日まで
- (5) 取 得 方 法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、平成 25 年 3 月 8 日開催の取締役会の決議による会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

自己株式の取得に関する平成 25 年 3 月 8 日開催の取締役会における決議内容

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式
- (2) 取得しうる株式の数 2,000,100 株 (上限)
 (注) 発行済株式総数に対する割合 4.12% (小数点以下第三位を四捨五入)
- (3) 株式の取得価額の総額 1,978,098,900 円 (上限)
- (4) 取 得 期 間 平成 25 年 3 月 11 日から平成 25 年 5 月 31 日まで

以 上